

水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和元年12月18日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第32号

水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(熱海市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部改正)

第1条 熱海市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例(昭和39年熱海市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。
(熱海市初島漁業集落排水処理施設条例の一部改正)

第2条 熱海市初島漁業集落排水処理施設条例(平成18年熱海市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第13条中「熱海市離島初島簡易水道条例(昭和39年熱海市条例第37号)に定める使用料」を「熱海市水道条例(平成10年熱海市条例第4号)に定める料金」に改める。
(熱海市水道条例の一部改正)

第3条 熱海市水道条例(平成10年熱海市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第33条第1項第1号中「指定」の次に「又は法第25条の3の2第1項の規定による指定の更新」を加え、「15,000円」を「1万円」に改める。

第37条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第24条関係)

水道料金表

(1) 専用栓給水料

ア 一般用

(ア) 初島地区以外

基本料金			超過料金(1m ³ につき)		
口径	基本水量	金額	段階区分		
13mm	10m ³ 以下	1,255円	使用水量が10	使用水量	使用水量が

			m ³ を超え30m ³ まで 136円	が30m ³ を超え	100m ³ を超えるもの
20mm	20m ³ 以下	2,616円	使用水量が20m ³ を超え30m ³ まで 136円	100m ³ まで 161円	182円
25mm	30m ³ 以下	3,978円	使用水量が30m ³ を超え100m ³ まで 161円		
40mm	50m ³ 以下	7,205円	使用水量が50m ³ を超え100m ³ まで 161円		
50mm	100m ³ 以下	1万5,272円	使用水量が100m ³ を超えるもの		182円
75mm	250m ³ 以下	4万2,615円	使用水量が250m ³ を超えるもの		182円
100mm	500m ³ 以下	8万8,186円	使用水量が500m ³ を超えるもの		182円

(イ) 初島地区

基本料金		超過料金 (1m ³ につき)
基本水量	金額	金額
10m ³ 以下	1,419円	205円

イ 共同浴場用

基本料金			超過料金 (1m ³ につき)	
口径	基本水量	金額	金額	
13mm	10m ³ 以下	265円	使用水量が10m ³ を超えるもの	25円
20mm	20m ³ 以下	516円	使用水量が20m ³ を超えるもの	
25mm	30m ³ 以下	767円	使用水量が30m ³ を超えるもの	
40mm	50m ³ 以下	1,270円	使用水量が50m ³ を超えるもの	

(2) 特別栓給水料 (工事用その他のもの)

ア 初島地区以外

基本料金			超過料金 (1m ³ につき)	
口径	基本水量	金額	金額	
13mm	15m ³ 以下	5,154円	使用水量が15m ³ を超えるもの	342円

20mm	2.5m ³ 以下	8,580円	使用水量が2.5m ³ を超えるもの
25mm	3.0m ³ 以下	1万292円	使用水量が3.0m ³ を超えるもの
40mm	5.0m ³ 以下	1万7,144円	使用水量が5.0m ³ を超えるもの

イ 初島地区

基本料金		超過料金 (1m ³ につき)
基本水量	金額	金額
1.0m ³ 以下	1,419円	205円

(3) 消火栓給水料

消火のため使用した給水料金は、徴収しないものとし、消防演習その他臨時に使用するときは、初島地区以外においては1立方メートルにつき286円で算出した額を、初島地区においては1立方メートルにつき205円で算出した額をその都度給水装置の使用者から徴収する。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(熱海市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例の一部改正)

第4条 熱海市技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例（平成24年熱海市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

第4条第1項第1号中「簡易水道以外の水道の」を削り、同条第2項を削る。

(熱海市離島初島簡易水道事業特別会計条例の廃止)

第5条 熱海市離島初島簡易水道事業特別会計条例（昭和54年熱海市条例第19号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第3条中熱海市水道条例第33条及び第37条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条の規定による改正後の熱海市水道条例別表の規定は、令和2年4月徴収分から適用する。
- 3 第5条の規定による廃止前の熱海市離島初島簡易水道事業特別会計条例による熱海市離島初島簡易水道事業特別会計（次項において「廃止会計」という。）に係る令和元年度の収入

及び支出並びに決算については、なお従前の例による。

- 4 廃止会計に属する決算剰余金その他の財産は、令和元年度以後の熱海市水道事業会計が引き継ぐものとする。